

[公示]

2020年10月1日

会員 各位

一般社団法人 日本心理臨床学会
選挙管理委員長 松木 繁

第4回代議員(社員)選挙について

一般社団法人 日本心理臨床学会は、定款第5条及び細則第7条から第11条により、代議員(社員)を会員より選出する標記選挙を実施します。本選挙の手順や諸手続き等につきまして、下記をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、この冊子は次の4点から構成されています。

- ・立候補届
- ・候補者推薦届
- ・推薦承諾書
- ・有権者名簿

記

<第4回代議員(社員)選挙日程>

※7月1日付公示の抜粋再掲

2020年

- 9月 1日 選挙台帳(有権者の所属地方区とその人数、及び代議員定員)の確定
- 10月 初旬 有権者名簿(地方区別、氏名五十音順)、代議員候補者の立候補・推薦要項の送付
- 11月 30日 代議員候補者の立候補・推薦の締切
有権者名簿記載事項の誤記載(氏名、所属地方区)の異議申立締切

2021年

- 1月 下旬 選挙資料(要項、被選挙人(候補者)名簿、投票用紙、返信封筒)の発送
同資料受取日より投票開始
- 3月 5日 投票締切(当日消印有効)
- 3月 22日 開票・集計作業(学会会議室予定)
- 3月 下旬 選挙結果速報(学会ホームページ)

1. 有権者名簿について

有権者名簿は、2020年9月1日現在の学会登録連絡先を基に、地区別、氏名五十音順に記載しています。氏名、所属地区の記載に誤りがある場合は、異議申し立てを行うことができます。対象となるのは、8月末日までに登録内容の変更を申請された方のみです。異議申し立ては、2020年11月30日(月)必着で、必ず文書にて選挙管理委員長宛にご提出ください。

2. 立候補届、推薦届・推薦承諾書について

- 1) 代議員候補者(被選挙人)は、自薦(立候補)した会員、あるいは推薦され、その推薦を承諾した会員です。なお、自薦・他薦の別、及び推薦者名は公表されません。
- 2) 立候補する場合は「代議員候補立候補届」を提出してください。郵便事故等に備え、簡易書留等の追跡可能なサービスを利用されることをお勧めします。
- 3) 推薦する場合は「代議員候補者推薦届」と、被推薦者による「代議員候補者推薦承諾書」の2点を提出してください。なお、推薦者と被推薦者は同一地区に所属している必要はありませんが、どちらも有権者名簿に掲載された有権者であることが必要です。郵便事故等に備え、簡易書留等の追跡可能なサービスを利用されることをお勧めします。
- 4) 「代議員候補立候補届」「代議員候補者推薦届」「代議員候補者推薦承諾書」は、今回お送りしたものを必ず使用してください。不足する場合はコピーを作成するか、あるいは学会ホームページに掲載していますので、印刷して使用してください。
- 5) 細則変更に伴い、前回の選挙より、全国区あるいは地方区のどちらか一方の候補者にしかなれませんので、ご注意ください。(細則第8条第3号)
- 6) 「代議員候補立候補届」「代議員候補者推薦届」「代議員候補者推薦承諾書」の提出締切は、2020年11月30日(月)《当日消印有効》です。

3. 投票について

- 1) 2021年1月下旬に、選挙資料（要項、被選挙人（候補者）名簿、投票用紙、返信封筒）を発送の予定です。
- 2) 投票期間は、上記資料受取日から2021年3月5日（金）《当日消印有効》までです。
- 3) 開票・集計作業は2021年3月22日（月）に学会事務局会議室で行う予定です。
- 4) 全国区、地方区を問わず候補者が所定の定員以下の場合は、無投票当選となり、当該選挙区の投票は行われません。

4. 代議員（社員）について（定款より抜粋）

第5条（略）

- 2 この法人の社員は、概ね正会員及び名誉会員200人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員及び名誉会員による代議員選挙を行う。（略）
- 4 代議員は、正会員及び名誉会員の中から選ばれることを要する。正会員及び名誉会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類等の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 不可欠特定財産の処分の承認
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。（略）

5. 第4回代議員（社員）選挙の定員数について

代議員定数は、有権者名簿記載の会員情報（9月1日現在）の会員数と、定款第5条及び細則に基づき算定されたものです。

第9条 代議員の定数は、定款第5条第2項に定められた割合で算出し、当分の間全国区と地方区の割合を3対7として、更に地方区については、それぞれの地方区の会員数に按分して定める。

第4回代議員（社員）選挙の定員数

（定款第5条及び細則第7条～第11条）

全国区	44名
地方区	105名
計	149名

各地方区定員の内訳

北海道	3名
東北	5名
関東	38名
甲信越・北陸	6名
東海	12名
近畿	21名
中国・四国	10名
九州・沖縄	10名
計	105名

以上